

私は最終処分場問題につきまして、大規模な一点集中型ではなく、中小規模に転換させ、自区内処理の方向に進めていくべきだと考えます。そのために廃棄物の企業責任を明確にした発生抑制と徹底したリサイクル、資源化を行うことが根本だと考えています。

以上、申し述べてきましたように、本陳情につきましてはもっともなことであり、全面的に賛成であります。ぜひとも皆さんの賛同をいただき、本陳情が採択されますようお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（赤星行人君） 次に賛成者、十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 陳情第四十八号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書について、ぜひ採択をしていただきたい立場から賛成討論を行っていきいたいと思っています。

厚生委員会の審議の最中にもこれらの陳情についてはもっともだという意見が出ました。確かにそのとおりなんです。これらの陳情の中でも言われている三つのこと、つまり、今みんなが疑問に思っていることについては実態を究明をしてくださいということ。それから、地元きちんと話をしてからつくってくださいということ。それから、すべて第二処分場などのような大きなところに集中するのではなくて、工夫してくださいということを言っているわけです。これは今私たちが考えるごみ行政について大変重要なことだというふうに思っています。どうしたら安全にごみを処分をしていくのかという、その基本にかかわる問題がこの陳情ではないかというふうに思っています。

具体的にはこうした形での陳情項目が出ていますし、今、原議員からもある説明があったように、幾つもの疑問が具体的に提出されています。それらのことを解決をしながら、どうしたら最終処分場を私たちの力でじゃうずにつくっていくことができるかということからいえば、これは非常に政治的なことでもありますし、同時に啓蒙的な意味もあるわけです。その意味から言いますと、私たちの町が、二十六の市、町で構成されている処分場組合の一員として、こうした市民の要求や要望に対してやはり一緒に考えてい

こうという態度が最も大事であり、まさにそのことが自治体として必要なことではないかと思っています。この陳情書の最後にも第二ごみ戦争と呼ばれる事態に直面している今日、従来の焼却、埋立型のごみ行政から大きく発想を転換して、ごみを限りなくゼロに近づける戦略目標を立てる時期に至っているというふうに書かれています。そのことはまさに資源省力化の問題やリサイクル社会、そして最終処分場についても、一点集中の形から小規模の形へと、自区内処理へと考える、その重要なきっかけが今始まっていると思っています。

ややもすれば、第二処分場をお願いしてしまえばよいという発想ではなくて、あるいは第二処分場をお願いしてしまえばすべてが解決するというわけではなくて、私たち自身の努力の問題としても、こうした陳情については、この趣旨を十分に理解をし、採択をし、ともに考えていく態度が、私は自治体並びに自治体議会として最も重要であると思っています。

以上の点から、ぜひこの陳情第四十八号については皆さんの懸命なる判断によりまして採択されることを希望いたします。討論に代えていきたいと思ひます。

○議長（赤星行人君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第四十八号について、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第四十八号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立少数であります。よって陳情第四十八号は、委員長長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十四、議案第八十九号、福生南公園改良工事請負契約を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第八十九号、福生南公園改良工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本件は既設公園の整備充実を図るため福生南公園改良工事を防衛補助事業といたしまして施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして御説明を申し上げます。本工事は全体面積が六万一千三百七十六平方メートルでございまして、園内広場の内容は多目的に利用できるイベント広場、木製遊具でアスレチックが楽しめる冒険広場、かまど、野外卓、洗い場を備えたバーベキュー広場、砂場、すべり台、スプリング遊具等を設置する幼児広場等でございます。

体育施設関係では、野球場外野への芝張り、ゲートボール場の整備、一周千五百四十メートルのジョギングコースを兼ねた歩道サイクリングロードの整備でございまして、既存のテニスコートは現状のまま使用いたします。また、公園の管理充実を図るため公園入口に門扉及び管理棟を設けるほか、駐車場三カ所の設置をするともに、園内道路はスピードダウンをするための工法を取り入れてまいります。このほか、下の川沿いに五十本の桜の木の新植、便所三棟の設置がございまして、

次に、契約の関係でございしますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生南公園改良工事で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は二億二千六百二十九万一千円でございます。この金額は消費税六百五十九万一千円が含まれたものでございます。なお、本件の入札の結果につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に、工期でございしますが、契約の確定の日から平成五年三月三十一日までとなっております。契約の相手方は東京都千代田区三番町二番地飛鳥建設株式会社代表取締役飛鳥齊でございます。なお、本工事の

施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託しました新構造技術株式会社と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(松山 清君) 契約というよりも、この工事を進めるに当たりましては、その南公園は大変広いわけですが、全面的に例えば立入禁止というような形であるのか、それとも部分的な形でやっているのか、その辺、市民の安全の問題もありますし、また、これからまだ季節的には南公園に相当人が出るような時期もありますので、そんなところも含めてちょっと説明していただきたいと思います。

○都市整備部長(関口 清君) 基本としては、非常に危険が伴いますから全面的に入ることを禁止という、そういうことで進める予定でございまして、

ただ、時期的に幾つか前半で予定されている体育の競技がありますから、その辺はできるだけ開催ができるような方向で検討していきたいということでございます。車を入れるとか、そういうようなこととなりますと非常に危険ですから、基本としては入れない方向で工事を進めると、こういうことでございます。

○十一番(松山 清君) 基本的には入れない形で、安全対策上そのようにされるわけで、そうしますと、これについては広報にも出たかも知れませんが、こうした工事については引き続き市民の方にそんな点も含めてお知らせする必要があるのではないかと思います。その辺についてはどうなんでしょうか。

○都市整備部長(関口 清君) そのとおりでございまして、広報等によってその徹底を図っていく、こういう予定でございまして、

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五、議案第九十号、福生公園改良工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第九十号 福生公園改良工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本件は既設公園の整備充実を図るため福生公園改良工事を防衛補助事業といたしまして施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして御説明を申し上げます。本工事は全体面積が六千四百平方メートルでございまして、園内広場の内容は四種類のインターロッキングによる舗装、花時計及び東屋をそれぞれ一基設置するエントランス広場、縁台、野外卓、ベンチ等を備えた木陰の広場、また遊戯広場として木製遊具とローラーすべり台二機、幼児用遊具の設置でございします。このほかに、福祉会館西側にミニ和風庭園を整備し、既存の便所は現状どおりで、外壁の吹き付けを施工いたしてまいります。

次に、契約の關係でございしますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生公園改良工事で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございします。契約の金額は一億三千四百九十三万円でございます。この金額は消費税三百九十三万円が含まれたものでございます。なお、本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供して

ただきたいと存じます。

次に、工期でございしますが、契約の確定の日から平成五年三月三十一日までとなっております。

契約の相手方は東京都福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社代表取締役田村洋一郎でございます。なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託しました株式会社ベル環境計画事務所と委託契約をいたす予定でございします。

以上、まことに雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきま

すようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十六、議案第九十一号、福生市助役の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第九十一号、福生市助役の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は助役の選任に対する御同意をいただきますようお願い申し上げます。助役であり

田村委員におかれましては、昭和六十三年十月教育委員に就任以来、豊富な知識と経験を生かされ、また、教育委員としての使命を深く認識され、教育行政の推進に御努力をいただいてまいりました。したがって、私といたしましては、引き続き教育委員として御活躍いただくよう考えておりますので、議会の御同意をいただきます。ここに本議案を御提出申し上げる次第でございます。

履歴につきましてはお手元の議案書に添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。よろしく御審議をいただきまして、御決定いただきますようお願い申し上げます。御提出理由の説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 二つほど伺っておきたいのです。一つは、今度教育委員に市長が任命したいと言っている方の法で認められた政党の属性について伺っていききたいと思えます。御承知のとおり、同時に二人まではよろしいということがありますけれども、前回の教育委員の任命のときには、法に認められた政党に属している者はいないという答弁があったと思います。今回のこの方になってどうなのかということ、その間に政党に属している方が五人の教育委員さんの中に現れたかどうか伺っておきたいと思えます。

○市長（石川彌八郎君） 属しておりません。

○十三番（遠藤洋一君） ありがとうございます。他の市ではそれぞれ場所によって議会の会派からこうした方を推薦をされるという形をとっているところもあるわけで、非常に属性のはっきりしている教育委員の方もおられるわけで、我が市においてはどの方も法で定めるところの政党の属性はないということを確認いたしました。

もう一つ、これは要望という形になって、御回答いただけるかどうか分かりませんが、やはり福生市の教育にたずさわる教育委員さんとしては、この方については、今、市長の言われたとおり豊富な知識と経験をお持ちだということなのですが、それ以上にこの新しい教育委員さんが福生市の教育に対して

どういう意見をお持ちかということとどこかでぜひ開陳していただきたいと思えます。議会や、あるいは広報で開陳していただいてもかまいませんが、そういった考えで、私はどこかで教育委員さんの意見を開陳していただく機会があれば大変結構だと思います。それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後一時四十五分 休憩

午後一時四十七分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 今のところは特別考えておりません。

○十三番（遠藤洋一君） 特別考えていないということ、これは要望ですけれども、ぜひ、新任の教育委員さんが再任、再再任ということがあると思いますが、そのたびに私は、福生の教育についてどのように考えているか、ぜひ、市民の皆さんに明らかにされる形で、市民の皆さんが信頼するような教育委員さんになれることが重要だと思いますので、要望しておきます。

○十一番（松山 清君） この方については、四年前のときには市長の選挙の強力ないわばスポンサーであって当然応援者でもあったわけで、その点では、基本的に変わっていないと思うんですが、その点は変わっているかどうか。

それから、この経歴を見ましても、大変な経歴の持ち主で、いってみれば福生市を代表するような事業の社長や取締役ということで、事業の代表戦士というのか、そういう方だと思わざるを得ませんが、そういうふうなことを市長としては何も感じませんかということ、その辺ひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（石川彌八郎君） 非常に人格、識見すぐれている方でありまして、そういった意味で推薦したわけでございます。四年前に確かにそのようなことがあったということを今思い起こしました。決して私の反対者ではないようでございます。

本案について提案理由の説明を求めます。

(六番 浜中輝夫君登壇)

○六番(浜中輝夫君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号、第十一次道路整備五ヵ年計画策定に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

道路は今や国民生活、または社会、経済活動上非常に重要な施設となっておりますが、現状を見ると、まだまだ道路整備は十分とは言えない状況にあります。したがって、関係主務機関に対し、第十一次道路整備五ヵ年計画の策定にあたり、本意見書に記載の事項について必要な措置を講じられるよう、議員各位の御賛同を得て本意見書を提出いたしたく、御提案申し上げた次第であります。

何とぞ、本趣旨を御理解賜りまして、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第九十四号、第十一次道路整備五ヵ年計画策定に関する意見書に反対の討論を行います。

政府が進める道路整備五ヵ年計画は、第一次計画が一九五四年から始まり、こととして第十次道路整備五ヵ年計画が終了します。この間、政府が重視してきたのは高規格幹線道路網の整備であり、そのしわ寄せとして道路の安全対策や生活基盤の整備などが自治体に押しつけられてきました。

一項目の第十一次道路整備五ヵ年計画に総事業費七十六兆円というのは、今年度国家予算の一般会計総額七十二兆円をも超える国民の税金を高規格幹線道路、高速道路中心の計画に注ぎ込もうというものであります。

また、二、三項目にある道路特定財源についても、揮発油税收などは本来国民の税金の一種として、国民生活向上のために幅広く有効に役立てられるべきものであります。それを全額道路財源に充当するというのであれば、公共投資のアンバランスを制度的に固定化するものであり、しかも、一般財源を大幅投入というになれば一層問題を大きくするばかりであります。

かつて政府が行った社会資本の整備についての要望という調査では、国全体の社会資本の整備についての要望は、一番が福祉厚生、医療関係施設で二七・一%、二番が治山、治水対策で二二・八%、三番が防災で一九・九%となっており、道路は一九・二%で四番目であります。道路投資の突出は明らかに国民の要望にも反したものであると言わざるを得ません。

同じく、一九八六年三月に行った道路に関する世論調査では、今後力を入れてほしい道路事業のトップは歩道で四三・〇%、続いて、日常生活の基盤となる地方の道路、自転車道、バイパス、国道など利用者の多い道路、都市部の一般道の順となっており、都市外の高速度道路は十番目で五・四%に過ぎません。政府が進めてきた道路整備五ヵ年計画の実態は、国民の望む道路事業の姿とは明らかに著しく異なってきました。政府は国鉄の分割民営化、また、貨物輸送の切り捨てなどを行う一方、自動車産業の利益中心のモータリゼーション政策を最優先に進めてきました。この結果、都市部での慢性的な道路渋滞を招き、道路整備が追いつかないという矛盾が露呈しています。

私ども日本共産党は、高速道路の建設を一般的に否定するものではありませんが、今日の道路交通の深刻な状況は、道路整備五ヵ年計画に示される高規格幹線道路を中心に進めれば解決の展望が開かれるというものではありません。総合的、民主的な都市計画のもとでの地域の実情に応じた適切な道路整備の推進と、並行した地域公共交通網の整備、労働者と下請け中小企業を犠牲にした自動車産業の利潤追求に対する適切な規制、また、トラック輸送に偏った貨物輸送、物流に対する民主的な調整と統制などの総合的な

対策が必要になっており、こうした点から見しても、この意見書の採択には賛成できるものではありません。

以上、簡単ではありますが、反対の討論とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に賛成者、三番山下 進君。

（三番 山下 進君登壇）

○三番（山下 進君） 議案第九十四号、第十一次道路整備五ヵ年計画策定に関する意見書に対する賛成討論をいたします。

御承知のとおり、国家予算の編成に向けた動きも活発化しつつあるところですが、そのことに対しましては、私も議会議員も加盟をしています三多摩上下水及び道路建設促進協議会を通じて、特にこの道路関係予算についての陳情活動をしてきています。

折りも折れ、将来に備えるべき第十一次道路整備五ヵ年計画を策定する時期を迎えたわけでありましたが、聞くところによれば、これまでの第十次五ヵ年計画の実績は五十三兆四千四百億円で、達成率は一〇三％とことであります。このうち、地方単独事業と一般道路事業を合わせたものが七四％、いわゆる有料道路事業が二六％ということからいたしました。当然ながら我が国の経済活動を支え、また、これからの私ども国民の余暇活動をスムーズに行なえるようにするには有料道路は欠かすことのできない重要な役割を果たすものであります。このように道路整備を計画的かつ着実に推進するとともに、最近求められている生活者の豊かさの向上、活力ある地域づくり、良好な環境道路ゾーンを課題に、緊急に対処するための事業が円滑に実施できるよう特に明記してあります。

四項目を掲げたこの意見書を国の各関係機関へ提出するということはまことに時宜を得たことと言えるわけであります。これが実効を上げられるよう訴えるためにも当議会でこれを議決すべきであると考え、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（赤星行人君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十四号について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって議案第九十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十、議案第九十五号、JR中央線三鷹・立川間高架化複々線事業の促進に関する意見書を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（七番 須釜亮次君登壇）

○七番（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号、JR中央線三鷹・立川間高架化複々線事業の促進に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

多摩地域は都心の通勤圏にあり、人口が増加し、多くの人々が通勤の交通手段として中央線を利用してあります。しかし、現状は鉄道輸送力が追いつかず、とうてい快適な通勤環境とは言えない状況にあります。

したがって、現在三鷹駅まで来ている高架化複々線を立川駅まで延長され、通勤環境の改善を図られるよう、関係主務機関に対し、本事業の促進について意見書を提出すべく御提案申し上げた次第でございます。

何とぞ、議員各位におかれましては本趣旨を御理解賜りまして、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論については、會議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第九十七号、国民の祝日「海の日」制定を求める意見書につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

日本人の働き過ぎが指摘される中で、祝日、休日などをふやしていくことは必要であります。しかし、国民の祝日を制定する際は、国民すべてが心から祝うことができる日に制定すべきではないでしょうか。この意見書では七月二十日を「海の日」とするものであります。七月二十日というのは一八七六年、明治九年に明治天皇が東北地方、北海道旅行の際、初めて軍艦ではなく汽船明治丸で青森から函館経由で横浜に無事帰還した日ということであり、明治天皇は明治憲法第三条に「天皇は神聖にして侵すべからず」とあるように、無制限、絶対の権力を持ち、人々を支配していました。

海運関係者の間では七月二十日に「海の日」という行事が行われていますが、この第一回は一九四一年、昭和十六年であり、折しも第二次世界対戦に突入し、侵略戦争と天皇制の賛美以外の言論がすべて禁止され、国民が侵略戦争に駆り立てられていた時期でありました。絶対的天皇制のもとで、明治天皇を讃えて始められた記念日は、天皇制のもとで弾圧された人々よりも、天皇の名により戦争に駆り立てられ、親族を失った人々にとって不快感を持つものであり、国民すべてが心から祝う日となり得ないことは明らかであります。

以上、申し述べましたように、七月二十日を国民の祝日「海の日」とすることに反対をするものです。

○議長(赤星行人君) 次に賛成者、四番吉沢嘉翁君。

(四番 吉沢嘉翁君登壇)

○四番(吉沢嘉翁君) それでは、御指名によりまして、議案第九十七号 国民の祝日「海の日」制定を求める意見書提出について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

海とのかかわり合いが深く、海洋国である我が国は海に依存するところが大きであります。歴史的にも、

社会的、文化的な面からも、また海上交通、海上の安全確保、海洋の開発利用等、環境の保全等海の果たす役割や、その重要性を広く国民に、深く理解と認識を持ってもらうために国民の祝日「海の日」の制定は意義あるものと思ひます。

国民の祝日「海の日」を制定するに当たり、日本の将来をいろいろとおもひながら、多くの偉大な偉業を残された明治天皇が将来の海洋日本をお考えになられて、おんみずから、当時の優秀船、新造船であります東西視察船明治丸に御乗船になられた記念すべき日、七月二十日を記念して、昭和十六年よりこととして第五十二回を迎える由緒ある海の記念日であります七月二十日を国民の祝日「海の日」として選んだことは適切であります。国の祝日とするにふさわしい日であると思ひます。

以上の事由によりまして、七月二十日を国民の祝日「海の日」として制定することに賛成するものであります。(拍手)

○議長(赤星行人君) 以上で討論を終わります。

これより議案第九十七号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(赤星行人君) 起立多数であります。よって議案第九十七号は、原案のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第二十三、議案第九十八号、放置自転車対策の強化に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(七番 須釜亮次君登壇)

○七番(須釜亮次君) 御指名をいただきましたので、議案第九十八号、放置自転車対策の強化に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。